

農薬専門調査会の審議内容について

1. 審議事項（農薬関係）

食品安全委員会が関係各大臣から意見を求められるのは以下の場合である。

(1) 食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）

食品衛生法第 7 条第 1 項の規定により基準又は規格を定めようとするとき（第 24 条第 1 項第 1 号）

厚生労働大臣が、食品中の農薬の残留基準を設定又は改正するとき等

農薬取締法第 1 条の 3 の規定により公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするとき（第 24 条第 1 項第 2 号）

農林水産大臣が、公定規格（農薬の種類ごとに定められる、含有すべき有効成分の量や含有を許される有害成分の最大量等についての規格）を設定、変更又は廃止するとき

農薬取締法第 2 条第 1 項の規定により特定農薬を指定し、又は変更しようとするとき（第 24 条第 1 項第 2 号）

農林水産大臣及び環境大臣が、特定農薬（その原材料に照らし、農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなもの）を指定又は変更するとき。

農薬取締法第 3 条第 2 項（同法第 15 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む）の基準（同法第 3 条第 1 項第 6 号又は第 7 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を除く。）を定め、又は変更しようとするとき（第 24 条第 1 項第 2 号）

環境大臣が、作物残留性又は土壌残留性に係る登録保留基準（作物残留性/土壌残留性の程度からみて、当該農薬を使用した際に直接又は土壌の汚染を介して農作物等の汚染が生じ、その利用が原因となって人畜に被害が生じるおそれがあるかどうかの基準）を設定又は変更するとき

水道法第 4 条第 2 項（同条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に係る部分に限る。）の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき（第 24 条第 1 項第 7 号）

厚生労働大臣が、水道により供給される水の備えるべき要件（水質基準（病原微生物、有害物質等の含有に関する基準等、水の安全性の確保に関する基準に限る。））を制定又は改廃するとき

食品の安全性の確保に関する施策を設定するため必要があると認めるとき
(第24条第3項)

関係各大臣が、食品の安全性の確保に関する施策(農薬関係)を設定するため必要があると認めるとき

- (2) 食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令
(平成15年内閣府令第66号)

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年農林省告示第346号)第1号イ又は第2号口の規定により基準を定めようとするとき

食品衛生法第7条第1項の規定に基づく残留基準が定められていない農薬について、環境大臣が、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき、作物残留に係る登録保留基準を定めようとするとき

2. これまでに意見を求められた案件について

これまでに農薬の食品健康影響評価について意見を求められた案件は、厚生労働省からの下記2件である。

- (1) 食品衛生法第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定又は改正すること

E P N、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テプラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファミキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド

- (概要) ・エチクロゼート等11農薬について新規に残留基準値を設定。
・E P N等4農薬(下線)について残留基準値を改正。

本件については、9月18日に開催された第11回食品安全委員会において審議され、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会報告における一日摂取許容量(ADI)の評価結果が妥当であるとの結論が得られている。(資料5参照)

- (2) 食品衛生法第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、清涼飲料水の規格基準を改正すること

- (概要) 飲料水に係る国内外の規格等を踏まえた清涼飲料水(ミネラルウォーター類等)の規格基準の改正。

- (参考) 平成14年10月3日及び同年11月12日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。